

證空の末法思想

——『自筆鈔』／『他筆鈔』の相違に着目して——

中 村 玲 太

一 はじめに

「末法」をどう捉えるのか、という問いは日中の仏教において広く考究されてきた。いま日本仏教に目を移すと、正法・像法・末法という三時の枠組み自体を批判的に問い直す思想が禪や密教などから現れてくる。単純に末法という時代を受け入れていたわけではないのである。こうした流れも日本仏教の一つの潮流であり、仏教思想の一展開として着目すべきである。この三時の枠組みを超越せんとする思想は、主として浄土教以外において注視されてきた。しかし、浄土教においても「末法」の位置づけから三時の枠組みを問い直すとうとする思想も現われてくる。それが法然の上足、西山義祖・證空（一一七七—一二四七）の三時説である。

證空は正法↓像法↓末法という歴史観の果てとして末法を見るのにとどまらず、三時すべてを末法だと主張している。こうした見方によって、「今が末法であるから」弥陀の本願

に帰すべきのではなく、末法は三時を貫くものでありその末法の法が弥陀の本願である、という浄土教の普遍性を問う方向に論究がシフトしている。

この證空の末法観について先行研究（石田「二九五二」等）でも紹介されているが、大きく二点において未だ説明されていないことがあると考える。それは、（1）末法の法を三時を貫く法だとする根拠を探る上で、むしろ三時の区分に関する諸説に関心を払っていたこと、（2）『自筆鈔』からその後の成立とされる『他筆鈔』では（1）のような末法の法が三時を貫くとする主張が鳴りを潜め、表面的には一般的な三時説しか説いていないことの意義、についてである。この二点について明らかにすることが本論の目的である。

二 『自筆鈔』の末法思想

まず三時と「末法」についての證空独自の理解について確認する。證空『玄義分自筆鈔』巻一には、①「未來ノ衆生ノ

為ト説カルル教ナレバ、此ノ教ヲ本トスル時ハ、正、像ノ差別ナク皆末法ノ時ト得ラルルナリ。〔…〕今觀門ニ約シテ、悉ク末法ナリ、皆未來ノ衆生ナリト顯ス」（西叢一、七頁）、②「此ノ法ノ要ヲ悟リヌレバ、タトヒ正法ナリトモ、末法ニアリト云フベシ。故ニ、時ハ轉變スト雖モ、法ハ等シク末法ト云フベシ」（西叢一、三五頁）とある。證空は、「正、像ノ差別ナク皆末法ノ時ト得ラルルナリ」とするように三時の區別を否定し、すべての時代を「末法」、そしてその末法時代に存在する衆生「未來ノ衆生」だとする。

次に證空が三時の區別を否定する背景について考究したい。『玄義分自筆鈔』卷二で、善導『觀經疏』玄義分の「仏在王宮為韋提等説」（大正三七、二四七頁上）を解釈する箇所において、「韋提ハ、汝是凡夫、ト云フ在世ノ凡夫ナリ。等、ハ未來惡世ヲ等ズ。我等凡夫ナリ。在世、滅後、同ジク凡夫ナレバ、三時ノ不同アルベカラズ。觀門ニ依リテ弘願顯レヌレバ、同ジク末法ノ教ナリ」（西叢一、四九頁）とある。釈尊から「汝是凡夫」と言われる韋提希夫人であるが、それを「在世の凡夫」として、釈尊滅後の凡夫、我等と同じ凡夫だとしている。そこから「三時ノ不同アルベカラズ」とするのであるから、韋提希が滅後の我等と同じ「凡夫」だとされたことが、三時の區別を否定する大きな契機になっているのは確かである。ただ、同じ凡夫だとしても、「在世」には凡

夫が存在しないというわけではないのであるから、釈尊在世中の韋提希が凡夫だとされたことをもって三時の區別までも否定するのはやや無理のある論じ方だと言わざるを得ない。

韋提希が凡夫たることは、證空にとっては三時の區別を否定する根拠であったのかもしれないが、むしろこう考えるべきではないだろうか。證空は『觀經』において韋提希が救済された場面を指して、他力の教えが開顯された根拠として見ている（中村「二〇一七」参照）。しかし、この韋提希救済の場面は釈尊在世中のことであり、滅後末法の我等とは違うのではないか、という問いは当然成立し得る。『玄義分自筆鈔』卷一には、「正像ノ時ノ道俗ニナオ自力ノ分ヲ与エテ、メシトル心アレバ、今ノ時ノ本意ニアラス。二ハ觀門ノ時、此ノ時ハ在世、滅後ノ不同ナク、正、像、末ノ差別ナシ。故ニ在世ノ韋提ト未來ノ凡夫ト差別ナク、一種ノ機トシテ韋提ニ蒙ラシメテ、未來ノ衆生ノ為ニ此ノ法ヲ開キ給フ」（西叢一、六頁）とある。末法とは區別される正法・像法の時代であれば道俗は自力に依って往生し得るのではないか、という問いが念頭にあったのだと考えられる。末法でなければ自力で往生し得る、韋提希もその一人ではないのか、こうした考えを否定すべく證空は論じているのである。證空の結論としては、そもそも三時すべてが末法だということにもなる。

さて、證空はあたかも韋提希が凡夫とされたことを根拠に

三時の区別を否定するような論を展開しているが、ここで見るべきは、韋提希が凡夫であること、そして在世／滅後の区別はない。韋提希と我等の区別はない、ということが證空の中では必然的な繋がりをもたなければならぬものであったことであり、この問題意識こそ證空の思想上特筆すべきものであると考える。

三 三時を末法だとする論拠と正法五百／千年問題

證空にとつて三時を末法だとする一つの論拠とでも言うべきものがある。第二章で挙げた①、②の文であるが、どちらも善導『觀經疏』十四行偈にある「末法之遺跡」（大正三七、二四六頁上）を解釈したものである。なぜ善導が「末法之遺跡」と語ることが三時を末法とする論拠となるのか。②の箇所を詳らかに見れば、證空は、「此ノ中ニ、末法、ト云フハ、大師ノ在世、像法ニ当レリ。其ノ時ヲ指シテ、末法、ト云フ。正、像、末ノ三時ヲ定ムル事、異説ニアラズ。故ニ宗ニ随イテ各是ヲ用イル。若シ正法五百年ノ説ニ依ラバ、末法ト云イツベシ。今、末法、ト云フ心ハ、此ノ説ヲ本トスルニアラズ。別シテ深キ心アリテ、末法、ト云フナリ。其ノ故ハ、觀經ノ觀門ノ道理ヲ得ツレバ、仏ノ出世ノ本意弥陀ノ別願ヲ説カンガ為ナリ。此ノ別願ノ詮ヲ尋ヌレバ、未來惡世ノ凡夫ヲ度スニアリ。此ノ法ノ要ヲ悟リヌレバ、タトエ正法ナ

リトモ、末法ニアリト云フベシ」（西叢一、三五頁）としている。證空の認識としては、善導の在世中は「像法」なのである。にもかかわらず、「像法時代に在世した」善導（六一—六八一 ※證空は『玄義分自筆鈔』卷一（西叢一、二頁）で、善導の入滅時を「永隆二年」（六八一）としている）があえて自らの時代を「末法（之遺跡）」だと言明することに特殊な意義を證空は見出している。證空に依れば、本来は像法の時代である善導が自らの時代を指して末法とするのは、年代差なく末法なのであり、飛躍はあるが三時はみな末法だとすることを暗に示しているということである。

證空は善導を像法時代の人とするが、ここに明確に證空が正法五百年／千年説を意識したことが見て取れる。證空は、「若シ正法五百年ノ説ニ依ラバ、末法ト云イツベシ」としていたが、まずここから仏滅年代をおおよそいつだと考えていたのかがわかる。證空が明言しているわけではないから、諸説ある仏滅年代の中でどれに依拠していたのかを厳密に判定することは難しい。ただ、證空当時において流布していた仏滅年代には大きく二説あり（田村「一九八三」等参照）、（一）法上の説く「穆王壬申」（紀元前九四九）、（二）費長房（歴代三宝紀）の説く「匡壬壬子」（紀元前六〇九）の二つである。（一）の場合、正法五百年（像法千年）説だと末法一年目が五五二年となり善導の在世が末法となるが、（二）の説を採

用すると、正法五百年（像法千年）説でも、末法一年目は八九二年であり、善導の在世は像法だということになる。（2）では、「若シ正法五百年ノ説ニ依ラバ、末法ト云イツベシ」とする證空の仏滅年代に関する理解とは合致しないのであり、この仏滅年代説を採用していないのは明かである。特殊な仏滅年代説であれば、その説明にも腐心しそうなものであるが、そうした形跡はないのであり、「穆王壬申」説に依拠すると想定することが現時点では蓋然性があると考ええる。またそこから善導を像法時代の人だとする以上、正法五百年説ではなく正法千年説を採用するものである（現に『往生礼讃自筆鈔』卷三（西叢三、六九頁）には、『群疑論』（大正四七、四八頁）が伝える『大悲經』の説に依拠して正法千年説を採用している。なお、この箇所を「大悲經」とする諸本もあるが、大谷大学大正四年本の「大悲經」が正しい）。

以上見てきたように證空は三時すべてを末法だとする枠にとられない三時説を主張していく一方で、正法五百年／千年説に対して大きな関心を払っていたのである。

四 『他筆鈔』における三時説の問題

『自筆鈔』後の成立とされる『他筆鈔』での三時説の捉え方について確認すると、『玄義分他筆鈔』卷上には、「滅後二正、像、末ノ三時アリ。正法ノ時ハ、衆生純善ニシテ道ヲ得

ル事易シ。像法ノ時ハ、善惡相交ハリテ道ヲ得ル者希ナリ。末法ニハ、一向罪惡生死ノ凡夫ニシテ、読誦大乘ノ行ヲモテ生死ヲ離レ、往生ヲ得ル事アルベカラズ。此ノ時ニ当リテ觀經所説ノ法門イヨイヨ盛ナルベキガ故ニ、此ノ經ヲバ、末法之遺跡、ト云フナリ」（西叢五、三九頁）とある。こうした正・像・末の理解自体には、『自筆鈔』からの独自の展開は見られない。問題はこうした三時説に言及する際に、證空はここから三時がすべて末法であるなど、三時の枠組み自体を問いつつ直すような主張をする箇所が『他筆鈔』には見られないということである。勿論、言及していないだけで根底の三時に対する捉え方は変わっていないと考えることもできる。しかし、正↓像↓末と直線的に移行する三時説を主張している以上、それを覆すような論理を同時に主張しなければ、従来の三時説と同じであると理解されても仕方がない。證空は、『他筆鈔』の記述からして、そのように理解されることを恐れてはいなかったと考える。

ただ、『他筆鈔』では三時を末法だと主張することは鳴りを潜めたが、決して浄土教が三時を超越する普遍的なものであるという思索自体をやめたわけではない。證空は『序分義他筆鈔』卷上（西叢五、一九七頁）で、在世と滅後の一同ということを、韋提希と未来の凡夫とが一同であることをもって示している。こうした在世と滅後が一同することが『觀經』

の特色だと見ており、『玄義分他筆鈔』卷上には、「諸経ハ在世、滅後各別ナリ。今経ハ在世、滅後一同ナリ」（西叢五、一頁）とある。このような在世、滅後を一同とする論拠として要となるのは、『観経』が韋提希という凡夫（『未來の衆生』を対象として説かれた教えだということである。対して諸経典は菩薩、声聞を対象として説かれたものだとされる（『玄義分他筆鈔』卷中・西叢五、五四頁）。『他筆鈔』では、このように『観経』と諸経典との差を明確にし、凡夫のために説かれた『観経』こそ出世本懐の経典だと強調するのであるが、この差異を強調するために三時をみな末法だとする説が鳴りを潜めたのではないかと考える。

なぜか。先の『他筆鈔』には「末法二ハ、一向罪惡生死ノ凡夫ニシテ」とあったが、こうした理解のもとに三時をみな末法だと考えれば、在世／滅後問わず「罪惡生死の凡夫」しかないということになる。だとすると、釈迦在世中の教説はすべて「罪惡生死の凡夫」のためになされたものということになる。釈迦在世中には「罪惡生死の凡夫」以外の機根もいた、故に菩薩や声聞を対機とした諸経典も生まれてきた、この前提があつてこそ凡夫のために説かれた『観経』が特異な意義をもつのである。こうしたことを視野に入れて三時をみな末法だとする説を特に主張しなくなつたのではないか、ということをも一つの仮説として提示したい。

五 小結

證空は、三時をみな末法だとみなす主張をなす上で、善導の在世時代を像法とみなすこと（かつ、在世が像法にも関わらず善導自らは末法時代の在世だと言及すること）が一つの論拠となつており、そうみなすために正法五百年／千年説によく注意していた。しかし、これは『自筆鈔』における三時説であり、『他筆鈔』では末法をみな三時とする説は見られない。この所以についても仮定を示した。ただ、『自筆鈔』、『他筆鈔』にしても一貫して浄土教の「三時を超えた」普遍性について思索していたことは確かである。浄土教とは「今が末法であるから」帰依すべきというものではない、という證空の思想は改めて着目すべきであると考ええる。

〈参考文献〉

- 石田充之『日本浄土教の研究』百華苑、一九五二
 中村玲太「證空における「光台見仏」論の成立」『深草教学』第一八号、二〇一七
 田村圓澄『日本仏教史3』法蔵館、一九八三

〈キーワード〉 證空、末法

（親鸞仏教センター嘱託研究員）